

熊本県公報

第 1 2 1 9 6 号
平成 25 年 3 月 12 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について……………（障がい者支援課） 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新について……………（ 〃 ） 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の更新について……………（ 〃 ） 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………（社会福祉課） 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更……………（ 〃 ） 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の休止……………（ 〃 ） 3
- 更生資金の貸付を行なう金融機関の指定の廃止……………（ 〃 ） 4
- 家畜伝染病検査の実施……………（畜産課） 4
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 5
- 道路の区域変更……………（ 〃 ） 6
- 道路の区域変更……………（ 〃 ） 6
- 道路の区域変更……………（ 〃 ） 6
- 熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者の指定……………（障がい者支援課） 7
- 救急医療機関に関する認定……………（医療政策課） 7
- 漁業取締船建造工事に係る入札参加資格……………（水産振興課） 7
- 平成 2 4 年度予算の要領……………（財政課） 8
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 57
- 道路の供用開始……………（ 〃 ） 58
- 芦北都市計画道路の変更……………（都市計画課） 58
- 漁業取締船建造工事に係る一般競争入札の実施……………（水産振興課） 58
- 都市計画法による開発行為工事完了公告……………（建築課） 61

告 示

熊本県告示第 2 0 8 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 9 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 3 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日
シモカワ合志調剤薬局 合志市幾久富 1 9 0 9 番 1 7 2 0	平成 2 5 年 3 月 1 日
訪問看護ステーション 白梅 水俣市大園町三丁目 6 番 1 8 号	平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県告示第 2 0 9 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 0 条の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり更新したので、公示する。

平成 2 5 年 3 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
荒尾脳神経外科医院 荒尾市川登 1 9 2 1 番地	平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県告示第 2 1 0 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 第 1 項の規定により指定障害児入所施設を次のとおり指定したので、同法第 2 4 条の 1 8 の規定により告示する。

平成 2 5 年 3 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定入所施設等の種類
くまもと芦北療育医療センター 葦北郡芦北町大字芦北 2 8 1 3 番地	社会福祉法人 志友会 葦北郡芦北町大字芦北 2 8 1 3 番地 篠原 誠	平成 2 4 年 1 0 月 1 日	4351900016	指定医療型障害児入所施設

熊本県告示第 2 1 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 3 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
いにしえ介護事業所 訪問介護要 山鹿市鹿本町高橋 3 0 7 番地 7	株式会社MMM 山鹿市鹿本町高橋 3 0 7 番地 7	平成 2 5 年 2 月 2 2 日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスももサポート 玉名市滑石 1 0 9 0 番地	暖株式会社 玉名市滑石 1 0 9 0 番地	平成 2 5 年 1 月 3 0 日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
いにしえ介護事業所 訪問介護要 山鹿市鹿本町高橋 3 0 7 番地 7	株式会社MMM 山鹿市鹿本町高橋 3 0 7 番地 7	平成 2 5 年 2 月 2 2 日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスももサポート 玉名市滑石 1 0 9 0 番地	暖株式会社 玉名市滑石 1 0 9 0 番地	平成 2 5 年 1 月 3 0 日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所 延寿 玉名市松木 3 番地 1 6	合同会社延寿 玉名市松木 3 番地 1 6	平成 2 5 年 2 月 1 5 日

ケアプランセンター菊英 菊池市旭志弁利82番地1	株式会社菊英 菊池市旭志弁利82番地1	平成25年2月15日
ケアプランセンター朝陽 玉名郡南関町大字関町194番地3	株式会社朝陽企画 玉名郡南関町大字関町194番地3	平成25年2月1日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
さくら歯科医院 八代市上片町1561番地1	平成25年2月13日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
さくら歯科医院 八代市上片町1561番地1	平成25年2月13日

熊本県告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
介護・りゅうそう訪問 介護事業所	八代市高下西町1760番地	事業所所在地		平成24年7月1日
		八代市大福寺町2393番地1	八代市高下西町1760番地	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
介護・りゅうそう訪問 介護事業所	八代市高下西町1760番地	事業所所在地		平成24年7月1日
		八代市大福寺町2393番地1	八代市高下西町1760番地	

熊本県告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から休止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	休止年月日
本渡五和農業協同組合 天草市南新町9番地22	本渡五和農業協同組合 天草市南新町9番地22	平成25年3月31日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	休止年月日
本渡五和農業協同組合 天草市南新町9番地22	本渡五和農業協同組合 天草市南新町9番地22	平成25年3月31日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	休止年月日
本渡五和農業協同組合 天草市南新町9番地22	本渡五和農業協同組合 天草市南新町9番地22	平成25年3月31日

熊本県告示第214号

昭和35年5月12日熊本県告示第289号(更生資金の貸付を行なう金融機関の指定)は、廃止する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第215号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、腐蛆病、ひな白痢及び伝達性海綿状脳症に関する検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、腐蛆病及びひな白痢の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握することにより、畜産の振興を図る。

2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施区域	実 施 期 日
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	熊本市 (北区植木町)	平成25年 5月 7日から平成25年12月 5日まで
	荒尾市	平成25年 4月15日から平成26年 3月20日まで
	玉名市	平成25年 4月15日から平成26年 3月20日まで
	山鹿市	平成25年 4月15日から平成26年 3月20日まで
	菊池市	平成25年 4月15日から平成26年 3月20日まで
	上天草市 (大矢野町)	平成25年 6月 3日から平成25年 6月28日まで
	宇城市	平成25年 5月 7日から平成25年12月 5日まで
	玉名郡和水町	平成25年 4月15日から平成26年 3月20日まで
	玉名郡南関町	平成25年 4月15日から平成26年 3月20日まで
	玉名郡長洲町	平成25年 4月15日から平成26年 3月20日まで
	菊池郡大津町	平成25年 4月15日から平成26年 3月20日まで
	阿蘇郡南小国町	平成25年 5月13日から平成26年 2月28日まで
	阿蘇郡小国町	平成25年 5月13日から平成26年 2月28日まで
	八代郡氷川町	平成25年 5月 7日から平成25年12月 5日まで
球磨郡多良木町	平成25年 5月13日から平成25年11月29日まで	
球磨郡湯前町	平成25年 5月13日から平成25年11月29日まで	
馬伝染性貧血検査	熊本市	平成25年 9月17日から平成25年10月10日まで
	阿蘇市	平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
	菊池郡菊陽町	平成25年 7月 1日から平成25年12月27日まで
	阿蘇郡全城	平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
	球磨郡あさぎり町	平成25年 7月 1日から平成25年 7月31日まで
腐蛆病検査	八代市	平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
	人吉市	平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
	山鹿市	平成25年 7月 1日から平成25年 8月31日まで

	阿蘇市 阿蘇郡全域 葦北郡全域 球磨郡全域	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
ひな白痢検査	人吉市 山鹿市 玉名郡南関町 阿蘇郡高森町 球磨郡錦町 球磨郡相良村 球磨郡山江村	平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日まで 平成 25 年 9 月 3 日から平成 26 年 3 月 20 日まで 平成 25 年 9 月 3 日から平成 26 年 3 月 20 日まで 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日まで 平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日まで 平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

検査の種類	範囲	摘 要
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている乳用牛及びその同居牛並びに知事が指定する牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
馬伝染性貧血検査	実施区域内で飼養されており、家畜伝染病予防法施行規則第 9 条第 2 項の第 5 号から第 9 号に該当する馬	
腐蛆病検査	実施区域内で飼養され、転飼される蜜蜂	
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	
伝達性海綿状脳症検査	(1) 生前に中枢神経異常又は起立困難若しくは起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第 2 項のただし書に該当する場合を除く。 (2) 月齢又は推定月齢が満 12 月以上で死亡しためん羊又は山羊	

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査は、血清による急速凝集反応法等により判定する。
- (2) 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。
- (3) ヨーネ病検査は、血清を用いた酵素免疫測定法等により判定する。
- (4) 馬伝染性貧血検査は、血清による寒天ゲル内沈降反応法により判定する。
- (5) 腐蛆病検査は、蜂群の臨床検査及び細菌検査等により総合的に判定する。
- (6) ひな白痢検査は、血清によるひな白痢急速凝集反応法により判定する。
- (7) 牛の伝達性海綿状脳症検査にあつては延髄を材料とした酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては独立行政法人動物衛生研究所においてウエスタンプロット法及び免疫組織化学的検査により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由があるときは、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第 216 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 3 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名山鹿線	玉名郡和水町藤田字下見迫 451番6地先から 玉名郡和水町前原字宮田 238番1地先まで	前	29.8 ～ 33.6	14.6	廃道処分
			後	22.0 ～ 23.8	14.6	

2 区域を変更する期日 平成25年3月12日

熊本県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	槻木田代八重線	球磨郡多良木町大字槻木字小川内 621番1地先から 同所 621番1地先まで	前	5.2 ～ 11.4	77.0	災害防除
			後	5.2 ～ 14.7	77.0	

2 区域を変更する期日 平成25年3月12日

熊本県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名山鹿線	玉名郡和水町藤田字下見迫 451番6地先から 玉名郡和水町前原字宮田 238番1地先まで	前	29.8 ～ 33.6	14.6	廃道処分
			後	22.0 ～ 23.8	14.6	

2 区域を変更する期日 平成25年3月12日

熊本県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木 275番4地先から 同所 270番2地先まで	前	10.0 ～ 11.5	50.0	仮設道路設置
			後	10.2 ～ 18.2		

2 区域を変更する期日 平成25年3月12日

熊本県告示第220号

熊本県身体障害者福祉センター条例（昭和50年熊本県条例第52号）第11条第1項の規定により熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県身体障害者福祉センター	熊本市東区長嶺南二丁目3番2号	社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 理事長 若本隆治	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

熊本県告示第221号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院等を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

名称	所在地	認定期間
十善病院	熊本市中央区南熊本三丁目6番34号	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
医療法人東陽会東病院	熊本市南区出仲間五丁目2番2号	平成25年6月26日から平成28年6月25日まで
川野病院	熊本市中央区大江六丁目25番1号	平成25年6月26日から平成28年6月25日まで
田嶋外科内科医院	熊本市西区田崎二丁目2番48号	平成25年3年14日から平成28年3月13日まで

熊本県告示第222号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 調達物品
漁業取締船 1隻
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班
郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成25年3月18日午後5時までとする。ただし、受付期間終了後入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月6日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第223号

平成24年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成25年2月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成24年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

平成24年度熊本県の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,665,207千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ760,364,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		134,079,074	680,777	134,759,851
	1 県 民 税	53,318,226	24,780	53,343,006
	2 事 業 税	19,069,964	388,794	19,458,758
	3 地 方 消 費 税	16,350,237	△ 470,124	15,880,113
	4 不 動 産 税	3,268,625	110,077	3,378,702
	5 県 た ば こ 税	3,803,088	142,619	3,945,707
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	660,190	△ 29,611	630,579
	7 自 動 車 税	2,538,793	△ 189,991	2,348,802
	8 軽油引取税	13,241,175	412,177	13,653,352
	9 自 動 車 税	21,632,005	285,489	21,917,494
	10 鉦 区 税	10,105	△ 451	9,654
	11 狩 猟 税	47,313	△ 3,404	43,909
	12 産 業 廃 棄 物 税	139,353	10,356	149,709
	13 旧 法 に よ る 税		66	66

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	地方消費税 清算金	35,713,438	△ 1,424,957	34,288,481
	1 地方消費税 清算金	35,713,438	△ 1,424,957	34,288,481
3	地方譲与税	23,553,000	721,531	24,274,531
	1 地方法人特別 譲与税	20,003,000	1,250,000	21,253,000
	2 地方揮発油 譲与税	3,378,000	△ 508,021	2,869,979
	3 石油ガス 譲与税	159,000	△ 20,461	138,539
	4 地方道路 譲与税		13	13
4	地方特例 交付金	341,000	104,458	445,458
	1 地方特例 交付金	341,000	104,458	445,458
5	地方交付税	217,802,000	4,530,089	222,332,089
	1 地方交付税	217,802,000	4,530,089	222,332,089
6	分担金及び 負担金	5,934,065	△ 1,194,786	4,739,279
	1 分 担 金	428,190	△ 27,394	400,796
	2 負 担 金	5,505,875	△ 1,167,392	4,338,483
7	使用料及び 手数料	6,829,456	16,113	6,845,569

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 使用料	3,833,903	38,280	3,872,183
	2 手数料	2,995,553	△ 22,167	2,973,386
8 国庫支出金		147,431,364	△ 10,749,508	136,681,856
	1 国庫負担金	43,334,805	936,986	44,271,791
	2 国庫補助金	101,344,057	△ 11,481,998	89,862,059
	3 国庫委託金	2,752,502	△ 204,496	2,548,006
9 財産収入		1,638,941	2,427,623	4,066,564
	1 財産運用収入	1,092,565	32,901	1,125,466
	2 財産売払収入	546,376	2,394,722	2,941,098
10 寄附金		128,941	△ 2,308	126,633
	1 寄附金	128,941	△ 2,308	126,633
11 繰入金		59,382,252	△ 28,953,203	30,429,049
	1 特別会計繰入金	654,156	404,466	1,058,622
	2 基金繰入金	58,728,096	△ 29,357,669	29,370,427
12 繰越金		3,194,980	7,071,129	10,266,109

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 繰越金	3,194,980	7,071,129	10,266,109
13 諸収入		36,373,778	1,238,887	37,612,665
	1 県預金利子	100,681	34,000	134,681
	2 貸付金 元利収入	27,237,978	△ 807,162	26,430,816
	3 受託事業 収入	1,037,300	△ 100,845	936,455
	4 収益事業 収入	3,320,701	509,984	3,830,685
	5 利子割 精算金収入	17,579	△ 8,815	8,764
	6 雑入	4,260,138	1,611,725	5,871,863
14 県債		117,164,000	△ 4,131,052	113,032,948
	1 県債	117,164,000	△ 4,131,052	113,032,948
歳入合計		790,029,289	△ 29,665,207	760,364,082

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,376,806	△ 35,848	1,340,958
	1 議 会 費	1,376,806	△ 35,848	1,340,958
2 総 務 費		31,080,630	4,739,623	35,820,253
	1 総務管理費	11,987,501	6,173,858	18,161,359
	2 企 画 費	5,645,900	△ 714,549	4,931,351
	3 徴 税 費	7,022,108	△ 446,916	6,575,192
	4 市 町 村 振 興 費	3,446,313	△ 198,023	3,248,290
	5 選 挙 費	1,308,903	△ 50,134	1,258,769
	6 防 災 費	842,788	△ 9,565	833,223
	7 統 計 調 査 費	432,128	△ 58	432,070
	8 人 事 委 員 会 費	189,403	△ 10,205	179,198
	9 監 査 委 員 費	205,586	△ 4,785	200,801
3 民 生 費		93,142,189	2,415,802	95,557,991
	1 社会福祉費	65,637,775	325,593	65,963,368

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	21,273,191	2,571,992	23,845,183
	3 生活保護費	4,339,175	399,066	4,738,241
	4 災害救助費	1,892,048	△ 880,849	1,011,199
4 衛生費		56,664,355	△ 4,116,438	52,547,917
	1 公衆衛生費	39,571,756	△ 2,076,328	37,495,428
	2 環境衛生費	14,206,885	△ 1,861,641	12,345,244
	3 保健所費	1,739,636	42,992	1,782,628
	4 医薬費	1,146,078	△ 221,461	924,617
5 労働費		7,018,200	△ 627,626	6,390,574
	1 労政費	167,308	△ 12,775	154,533
	2 職業訓練費	1,743,765	△ 172,107	1,571,658
	3 失業対策費	5,011,317	△ 459,381	4,551,936
	4 労働委員会費	95,810	16,637	112,447
6 農水産業林業費		65,330,948	△ 8,058,631	57,272,317
	1 農業費	14,816,158	△ 1,760,416	13,055,742

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	2,910,077	△ 240,914	2,669,163
	3 農地費	18,857,862	△ 2,063,335	16,794,527
	4 林業費	22,629,895	△ 3,428,106	19,201,789
	5 水産業費	6,116,956	△ 565,860	5,551,096
7 商工費		34,843,120	△ 2,251,166	32,591,954
	1 商業費	27,934,485	△ 845,844	27,088,641
	2 工鉱業費	6,267,596	△ 1,409,177	4,858,419
	3 観光費	641,039	3,855	644,894
8 土木費		94,242,763	△ 13,651,675	80,591,088
	1 土木管理費	3,690,842	△ 35,287	3,655,555
	2 道路橋りょう費	37,098,678	△ 5,268,431	31,830,247
	3 河川海岸費	35,723,663	△ 2,525,241	33,198,422
	4 港湾費	5,278,327	△ 1,196,010	4,082,317
	5 都市計画費	10,355,431	△ 4,331,555	6,023,876
	6 住宅費	2,095,822	△ 295,151	1,800,671

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 警 察 費		39,268,693	△ 497,611	38,771,082
	1 警察管理費	35,471,180	△ 425,307	35,045,873
	2 警察活動費	3,797,513	△ 72,304	3,725,209
10 教 育 費		167,844,827	△ 1,309,853	166,534,974
	1 教育総務費	27,677,297	△ 32,720	27,644,577
	2 小学校費	60,137,665	△ 464,607	59,673,058
	3 中学校費	33,716,478	△ 34,187	33,682,291
	4 高等学校費	32,588,517	△ 624,406	31,964,111
	5 特別支援 学 校 費	9,023,069	△ 59,904	8,963,165
	6 社会教育費	2,285,378	△ 62,598	2,222,780
	7 保健体育費	1,525,095	△ 31,431	1,493,664
11 災害復旧費		23,211,456	△ 3,165,809	20,045,647
	1 農林水産業 災害復旧費	11,417,524	△ 3,128,145	8,289,379
	2 土木災害 復 旧 費	11,406,265	32,679	11,438,944
	3 警察災害 復 旧 費	49,666	△ 11,335	38,331

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 教育災害費 復旧費	72,041	△ 652	71,389
	5 民生災害費 復旧費	198,471	△ 48,089	150,382
	6 衛生災害費 復旧費	57,191	△ 7,647	49,544
	7 商工災害費 復旧費	10,298	△ 2,620	7,678
12 公債費		114,535,602	△ 1,958,561	112,577,041
	1 公債費	114,535,602	△ 1,958,561	112,577,041
13 諸支出金		61,269,700	△ 1,147,414	60,122,286
	1 繰出金	21,395,092	△ 80,899	21,314,193
	2 ゴルフ場利用税 交付金	462,133	△ 16,313	445,820
	3 自動車取得税 交付金	1,764,944	53,944	1,818,888
	4 利子割金 交付金	464,674	△ 82,072	382,602
	5 利子割金 精算金	1,305		1,305
	6 地方消費税 清算金	16,069,844	△ 397,215	15,672,629
	7 地方消費税 交付金	17,675,963	△ 420,281	17,255,682
	8 配当割金 交付金	199,315	54,337	253,652

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	9 株式等譲渡 所得割交付金	176,430	△ 110,180	66,250
	10 軽油引取税 交付金	3,060,000	△ 148,735	2,911,265
歳 出 合 計		790,029,289	△ 29,665,207	760,364,082

第2表 繰越明許費補正		
1 追 加		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 38,000
	1 防 災 費	38,000
2 労 働 費		7,000
	1 職 業 訓 練 費	7,000
3 災 害 復 旧 費		46,800
	1 民 生 災 害 復 旧 費	45,000
	2 商 工 災 害 復 旧 費	1,800
合 計		91,800

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 民 生 費		585,000	703,000
	1 児 童 福 祉 費	585,000	703,000
2 衛 生 費		96,000	98,628
	1 環 境 衛 生 費	96,000	98,628
3 農 林 水 産 業 費		6,260,630	6,381,630
	1 農 地 費	6,260,630	6,381,630
4 土 木 費		21,408,000	21,807,000
	1 河 川 海 岸 費	21,408,000	21,807,000
5 警 察 費		11,000	22,000
	1 警 察 活 動 費	11,000	22,000
6 教 育 費		1,624,000	1,664,000
	1 高 等 学 校 費	1,624,000	1,664,000
合	計	29,984,630	30,676,258

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 首都圏広報業務	平成25年度	千円 16,425
2 地域振興局局長宿舍等賃借	平成25年度	17,267
3 東京事務所職員宿舍等賃借	平成25年度 ～平成26年度	80,352
	年次別内訳 平成25年度 平成26年度	68,986 11,366
4 銀座熊本館運営業務	平成25年度	2,000
5 通訳等業務	平成25年度	11,484
6 自動車税納付促進広報業務	平成25年度	3,372
7 防災消防ヘリコプター運航等業務	平成25年度	92,799
8 防災行政無線中継所用地賃借	平成25年度	7
9 職員等採用試験案内作成業務	平成25年度	1,022
10 消費者の暮らしを守る生活再生支援事業	平成25年度	8,124
11 水俣病総合対策事業等委託業務	平成25年度	209,116
12 労働局との一体的実施事業	平成25年度	12,329
13 しごと相談・支援センター施設賃借	平成25年度	2,135
14 産業人材強化相談窓口運営業務	平成25年度	7,663
15 障害者就業・生活支援センター運営業務	平成25年度	31,828

事 項	期 間	限 度 額
16 若年無業者就労促進事業	平成25年度	千円 7,781
17 ジョブカフェくまもと施設賃借	平成25年度	4,509
18 高卒未就職者フォロー事業	平成25年度	4,451
19 アジアマーケット開発支援拠点設置事業	平成25年度	5,576
20 畜産経営技術高度化推進事業	平成25年度	7,700
21 国営土地改良事業負担金	平成25年度 ～平成36年度	1,018
	年次別内訳	
	平成25年度	9
	平成26年度	9
	平成27年度	100
	平成28年度	100
	平成29年度	100
	平成30年度	100
	平成31年度	100
	平成32年度	100
	平成33年度	100
	平成34年度	100
平成35年度	100	
平成36年度	100	
22 総合評価方式事前登録審査業務	平成25年度	3,600
23 森林国営保険事務処理作業委託業務	平成25年度	19,341
24 森づくりボランティアネット運営業務	平成25年度	8,250
25 水産動物種苗生産等水産振興業務	平成25年度	147,086
26 生食用カキ検査業務	平成25年度	3,978
27 くまモン隊管理運営事業	平成25年度	32,009
28 観光物産交流スクエア活用推進事業	平成25年度	46,420

事 項	期 間	限 度 額
29 大阪事務所職員宿舍等賃借	平成25年度	千円 14,127
30 福岡事務所職員宿舍等賃借	平成25年度	11,243
31 特許流通コーディネーター支援事業	平成25年度	5,626
32 電動二輪車等実証実験推進事業	平成25年度	8,500
33 オープンイノベーション推進事業	平成25年度	1,735
34 インキュベーション施設運営事業	平成25年度	18,633
35 フォレスト推進団体運営事業	平成25年度	6,923
36 計量検定業務	平成25年度	14,884
37 研究機関研修職員宿舍賃借	平成25年度	1,815
38 上益城地域振興局土木部庁舎駐車場賃借	平成25年度	360
39 交番・駐在所等賃借	平成25年度	23,937
40 教職員住宅用地賃借	平成25年度	965
41 熊本時習館特別支援相談員派遣事業	平成25年度	6,451
42 県立学校用地賃借	平成25年度	934
43 ほほえみスクールライフ支援事業	平成25年度	26,412
44 電話相談室賃借	平成25年度	540

2 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 広報誌制作業務	平成25年度	千円 20,929	平成25年度	千円 38,712
2 保健・医療・福祉関係業務	平成25年度	32,323	平成25年度	812,246
3 ひとり親家庭等応援事業	平成25年度	181,594	平成25年度	277,690
4 阿蘇医療圏二次救急医療機能整備事業	平成25年度	237,462	平成25年度	641,149
5 離職者訓練等委託業務	平成25年度	140,348	平成25年度 ～平成26年度	240,188
			年次別内訳 平成25年度 平成26年度	189,548 50,640
6 警察関係業務	平成25年度 ～平成26年度	850,316	平成25年度 ～平成26年度	856,544
	年次別内訳 平成25年度 平成26年度	769,316 81,000	年次別内訳 平成25年度 平成26年度	775,544 81,000
7 緊急雇用創出基金事業	平成25年度	639,430	平成25年度	740,027
8 県有施設等管理業務	平成25年度 ～平成29年度	4,752,246	平成25年度 ～平成30年度	5,306,489
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成25年度	3,055,710	平成25年度	3,603,190
	平成26年度	732,472	平成26年度	735,532
	平成27年度	696,518	平成27年度	699,609
	平成28年度	133,773	平成28年度	133,977
平成29年度	133,773	平成29年度	133,977	
平成30年度		平成30年度	204	
9 給食業務	平成25年度 ～平成27年度	118,908	平成25年度 ～平成27年度	158,272
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成25年度	71,854	平成25年度	111,218
	平成26年度	36,297	平成26年度	36,297
平成27年度	10,757	平成27年度	10,757	

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
10 情報処理関連業務	平成25年度 ～平成29年度	千円 240,757	平成25年度 ～平成29年度	千円 973,039
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成25年度	218,762	平成25年度	947,943
	平成26年度	10,142	平成26年度	11,166
	平成27年度	5,701	平成27年度	6,735
	平成28年度	4,131	平成28年度	5,174
	平成29年度	2,021	平成29年度	2,021
11 事務機器等賃借	平成25年度 ～平成30年度	2,926,831	平成25年度 ～平成31年度	3,135,400
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成25年度	636,159	平成25年度	817,052
	平成26年度	612,354	平成26年度	622,795
	平成27年度	612,265	平成27年度	622,284
	平成28年度	612,202	平成28年度	615,992
	平成29年度	445,445	平成29年度	448,367
平成30年度	8,406	平成30年度	8,658	
		平成31年度	252	

第4表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 2,432,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,275,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	794,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	792,000			
農地防災国庫補助事業費	351,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	205,000			
洪水防除国庫補助事業費	376,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	325,000			
造林国庫補助事業費	229,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	242,000			
林道国庫補助事業費	823,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	654,000			
治山国庫補助事業費	4,252,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	3,500,000			
保安林整備国庫補助事業費	239,000	(その他)	おいては、	は借換えをす ることができ	216,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	365,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	る。	392,000			
漁港国庫補助事業費	788,000	一部又は全部	率)		618,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	4,649,000	を翌年度以降 に繰り下げて			3,788,200			
道路維持国庫補助事業費	3,359,000	借り入れるこ とができる。			2,789,000			
河川国庫補助事業費	6,316,000	発行価格が			6,185,000			(補正前に同じ)
砂防国庫補助事業費	3,770,000	額面金額を下 回るときは、			3,534,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	209,000	その発行差額 をうめるため			201,000			
港湾建設国庫補助事業費	670,000	必要な金額を 加算した額を			431,000			
街路国庫補助事業費	2,492,000	限度額とする ことができる。			1,552,000			
都市公園整備事業費	317,000				226,000			
公営住宅建設事業費	469,000				312,000			
空港直轄事業負担金	92,000				82,000			
農地海岸直轄事業負担金	291,000				260,000			
道路直轄事業負担金	3,261,000				3,064,900			
河川直轄事業負担金	4,888,000				4,232,000			
砂防直轄事業負担金	101,000				317,000			
港湾直轄事業負担金	1,157,000				743,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
耕地災害現年 発生国庫 補助事業費	千円 110,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 119,000			
林道災害現年 発生国庫 補助事業費	2,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、	1,000			
治山災害現年 発生国庫 補助事業費	388,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他	借り入れ る資金に ついて、	満期一括償還 等	310,000			
公共土木現年 発生国庫 補助事業費	3,369,000	の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	利率の見 直しを行 った後に	ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又	3,179,000			
公共土木過 年発生国庫 補助事業費	51,000	(その他) 工事その他	においては、 当該見直 し後の利 率)	は借換えをす ることができ る。	49,000			
福祉施設現年 発生国庫 補助事業費	58,000	の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。			43,000			
公共土木直轄 災害復旧事業 負担	80,000	発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			980,000			
総合庁舎 整備事業費	125,000				116,000			
単 県 公 園 整備事業費	162,000				209,000			
防 災 情 報 ネットワーク 整備事業費	51,000				34,000	(補 正 前 に 同 じ)		
伝 統 工 芸 館 耐震改修事業費	27,000				20,000			
産業技術センター 整備事業費	38,000				29,000			
九州新幹線 建設事業費	1,066,000				1,021,000			
単 県 道 路 整備事業費	5,630,000				6,412,000			
単 県 河 川 整備事業費	1,484,000				1,509,000			
単 県 砂 防 整備事業費	464,000				467,000			
単 県 街 路 整備事業費	80,000				83,000			
警 察 施 設 整備事業費	1,157,000				1,197,000			
交通安全施設 整備事業費	337,000				395,000			
県立高等学校 整備事業費	3,082,000				3,017,300			
公共土木現年 発生単県災害 復旧事業費	146,000				104,000			
警察施設現年 発生単県災害 復旧事業費	19,000				23,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
公衆衛生施設 現年発生単県 災害復旧事業費 観光施設現年 発生単県災害 復旧事業費 臨時財政対策債	千円 41,000 10,000 52,726,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 28,000 7,000 53,391,688	(補 正 前 に 同 じ)			

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
災害援護資金 貸付事業費	千円 400,000	政府貸付金の 借入れ	無利子	据置期間を 含め12年以内 半年賦元金 均等償還	千円 4,860	(補 正 前 に 同 じ)			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公有林整備 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証券借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め50年以内 年賦元利均 等償還又は元 金均等償還等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円			
	60,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			37,000	(補正前に同じ)		
計	113,853,000				109,721,948			

平成24年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ333,985千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,050,230千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	4,142	67	4,209
	1 一般会計 繰入金	4,142	67	4,209
2	繰越金	191,368	97,956	289,324
	1 繰越金	191,368	97,956	289,324
3	諸収入	1,964,705	△ 208,008	1,756,697
	1 貸付金 元利収入	1,964,705	△ 208,008	1,756,697
4	県債	224,000	△ 224,000	
	1 県債	224,000	△ 224,000	
	歳入合計	2,384,215	△ 333,985	2,050,230

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		503,516	△ 404,150	99,366
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	503,516	△ 404,150	99,366
2 公 債 費		1,322,130	61,758	1,383,888
	1 公 債 費	1,322,130	61,758	1,383,888
3 諸 支 出 金		558,569	8,407	566,976
	1 繰 出 金	558,569	8,407	566,976
歳 出 合 計		2,384,215	△ 333,985	2,050,230

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 小 企 業 振 興 資 金 貸 付 事 業 費	千円 224,000	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付 金の借入れ	年4.1% 以 内	据置期間を 含め20年以内 年賦元金均 等償還	千円			

平成24年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

平成24年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,900,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,702,000	△ 31,000	2,671,000
	1 証紙収入	2,702,000	△ 31,000	2,671,000
2 繰越金		298,000	△ 69,000	229,000
	1 繰越金	298,000	△ 69,000	229,000
歳 入 合 計		3,000,000	△ 100,000	2,900,000
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		3,000,000	△ 100,000	2,900,000
	1 繰出金	3,000,000	△ 100,000	2,900,000
歳 出 合 計		3,000,000	△ 100,000	2,900,000

平成24年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,535千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246,805千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料		18,246	18,246
	1 使用料		18,246	18,246
2	財産収入	159,131	△ 4,740	154,391
	1 財産運用収入	238	△ 51	187
	2 財産売払収入	158,893	△ 4,689	154,204
3	繰入金	70,846	△ 26,041	44,805
	1 一般会計繰入金	63,548	△ 26,041	37,507
歳 入 合 計		259,340	△ 12,535	246,805

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		259,340	△ 12,535	246,805
	1 高等学校費	259,340	△ 12,535	246,805
歳 出 合 計		259,340	△ 12,535	246,805

平成24年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,548千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,660,567千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び 手数料		642,404	16,819	659,223
	1 使用料	642,404	16,819	659,223
2 財産収入		1,021	18,000	19,021
	1 財産売払 収 入	1,021	18,000	19,021
3 繰入金		1,398,934	△ 16,884	1,382,050
	1 一般会計 繰入金	1,398,934	△ 16,884	1,382,050
4 繰越金		75,660	△ 13,387	62,273
	1 繰越金	75,660	△ 13,387	62,273
歳 入 合 計		3,656,019	4,548	3,660,567

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		904,942	16,819	921,761
	1 港 湾 費	904,942	16,819	921,761
2 公 債 費		2,751,077	△ 12,271	2,738,806
	1 公 債 費	2,751,077	△ 12,271	2,738,806
歳 出 合 計		3,656,019	4,548	3,660,567

第2表 債務負担行為補正				
1 追 加				
事 項		期 間	限 度 額	
熊本港コンテナターミナル管理運営業務		平成25年度	千円 17,696	
2 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成25年度	千円 12,972	平成25年度	千円 25,645

平成24年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ518,059千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		45,336	1,785	47,121
	1 基金繰入金	45,336	1,785	47,121
2 繰 越 金		160,214	75,115	235,329
	1 繰 越 金	160,214	75,115	235,329
3 諸 収 入		310,000	△ 78,600	231,400
	1 雑 入	310,000	△ 78,600	231,400
歳 入 合 計		519,759	△ 1,700	518,059

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		75,396	△ 1,700	73,696
	1 港 湾 費	75,396	△ 1,700	73,696
2 公 債 費		444,363		444,363
	1 公 債 費	444,363		444,363
歳 出 合 計		519,759	△ 1,700	518,059

平成24年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）

平成24年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82,548千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,448,718千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		216,624	△ 50,298	166,326
	1 基金繰入金	216,624	△ 50,298	166,326
2 繰越金		280,948	△ 18,480	262,468
	1 繰越金	280,948	△ 18,480	262,468
3 諸収入		457,621	△ 13,770	443,851
	1 貸付金 元利収入	457,621	△ 13,770	443,851
歳入合計		1,531,266	△ 82,548	1,448,718
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		1,531,266	△ 82,548	1,448,718
	1 育英資金	1,531,266	△ 82,548	1,448,718
歳出合計		1,531,266	△ 82,548	1,448,718

平成24年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ317,896千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	4,574	△ 3,386	1,188
	1 一般会計繰入金	4,574	△ 3,386	1,188
2	繰越金	149,357	6,199	155,556
	1 繰越金	149,357	6,199	155,556
3	諸収入	161,105	47	161,152
	1 貸付金元利収入	161,105	47	161,152
	歳入合計	315,036	2,860	317,896

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 林 水 産 業 費		314,574	3,000	317,574
	1 林 業 改 善 資 金	314,574	3,000	317,574
2 公 債 費		231	△ 231	
	1 公 債 費	231	△ 231	
3 諸 支 出 金		231	91	322
	1 繰 出 金	231	91	322
歳 出 合 計		315,036	2,860	317,896

平成24年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,978千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	2,504	766	3,270
	1 一般会計 繰入金	2,504	766	3,270
2	繰越金	33,442	△ 766	32,676
	1 繰越金	33,442	△ 766	32,676
歳入合計		156,978		156,978
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	農水産業 林費	156,978		156,978
	1 沿岸漁業 改善資金	156,978		156,978
歳出合計		156,978		156,978

平成24年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,308千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		68,000	△ 12,000	56,000
	1 繰越金	68,000	△ 12,000	56,000
2 諸収入		200,308	△ 100,000	100,308
	1 貸付金 元利収入	200,308	△ 100,000	100,308
歳 入 合 計		268,308	△ 112,000	156,308
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		200,308	△ 100,000	100,308
	1 市町村振興 資金	200,308	△ 100,000	100,308
2 諸支出金		68,000	△ 12,000	56,000
	1 繰出金	68,000	△ 12,000	56,000
歳 出 合 計		268,308	△ 112,000	156,308

平成24年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ574,065千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,071,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		1,776,579	△ 93,794	1,682,785
	1 負担金	1,776,579	△ 93,794	1,682,785
2 国庫支出金		1,326,200	△ 320,750	1,005,450
	1 国庫補助金	1,326,200	△ 320,750	1,005,450
3 繰入金		323,692	△ 3,956	319,736
	1 一般会計繰入金	323,692	△ 3,956	319,736
4 繰越金		698,923	△ 74,805	624,118
	1 繰越金	698,923	△ 74,805	624,118
5 諸収入		7,500	3,240	10,740
	1 雑入	7,500	3,240	10,740
6 県債		513,000	△ 84,000	429,000
	1 県債	513,000	△ 84,000	429,000
歳入合計		4,645,894	△ 574,065	4,071,829

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		3,993,606	△ 561,358	3,432,248
	1 流 域 下 水 道 費	3,993,606	△ 561,358	3,432,248
2 公 債 費		648,538	△ 13,787	634,751
	1 公 債 費	648,538	△ 13,787	634,751
3 諸支出金		3,750	1,080	4,830
	1 繰 出 金	3,750	1,080	4,830
歳 出 合 計		4,645,894	△ 574,065	4,071,829

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
熊本北部 流域下水道 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円				
	350,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			266,000	(補 正 前 に 同 じ)			

平成24年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第4号）

平成24年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ396,063千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,789,861千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	30,602	406,888	437,490
	1 財産売払収入		406,888	406,888
2	繰越金	38,196	175	38,371
	1 繰越金	38,196	175	38,371
3	県 債	1,325,000	△ 11,000	1,314,000
	1 県 債	1,325,000	△ 11,000	1,314,000
歳 入 合 計		1,393,798	396,063	1,789,861

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		910,940	△ 10,825	900,115
	1 工 鉱 業 費	910,940	△ 10,825	900,115
2 諸 支 出 金		12,194	406,888	419,082
	1 繰 出 金	12,194	406,888	419,082
歳 出 合 計		1,393,798	396,063	1,789,861

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
用地造成 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円				
	1,325,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,314,000	(補 正 前 に 同 じ)			

平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第3号）

平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ716千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,234,909千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	一時金関係費 支払関係費 支 援 費	20,404,460	△ 716	20,403,744
	1 繰入金	17,365,025	△ 716	17,364,309
歳 入 合 計		30,235,625	△ 716	30,234,909
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	一時金関係費 支払関係費 支 援 費	20,404,460	△ 716	20,403,744
	1 公債費	141,560	△ 716	140,844
歳 出 合 計		30,235,625	△ 716	30,234,909

平成24年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成24年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ668,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,953,052千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		166,972	△ 38,371	128,601
	1 財産運用収入	166,972	△ 38,371	128,601
2 繰入金		36,692,913	△ 629,929	36,062,984
	1 一般会計繰入金	35,952,913	△ 629,929	35,322,984
歳 入 合 計		63,621,352	△ 668,300	62,953,052
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公債費		63,621,352	△ 668,300	62,953,052
	1 公債費	63,621,352	△ 668,300	62,953,052
歳 出 合 計		63,621,352	△ 668,300	62,953,052

平成24年度熊本県就農支援資金貸付特別会計補正予算（第1号）

平成24年度熊本県の就農支援資金貸付特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		28,958	△ 28,482	476
	1 一般会計繰入金	28,958	△ 28,482	476
2 繰越金		49,880	36,192	86,072
	1 繰越金	49,880	36,192	86,072
3 諸収入		148,260	49,688	197,948
	1 貸付金元利収入	148,260	49,688	197,948
4 県債		57,398	△ 57,398	
	1 県債	57,398	△ 57,398	
歳入合計		284,496		284,496

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 林 水 産 業 費		250,259		250,259
	1 就 農 支 援 資 金	250,259		250,259
歳 出 合 計		284,496		284,496

第2表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金 貸 付 金	千円 57,398	政府貸付金の 借 入 れ	無利子	据置期間を 含め21年以内 半年賦元金 均等償還	千円			

平成24年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成24年度熊本県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成24年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,700,150千円	6,447千円	1,706,597千円
第2項 営業外収益	13,852千円	6,447千円	20,299千円

支 出			
第1款 事業費	1,659,152千円	△19,888千円	1,639,264千円
第1項 営業費用	1,325,190千円	△19,888千円	1,305,302千円
(資本的収入及び支出)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,149,618千円」を「1,111,419千円」に、「54,484千円」を「52,920千円」に、「1,095,034千円」を「1,058,499千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	921,951千円	△75,846千円	846,105千円
第2項 荒瀬ダム関連			
交付金等	550,809千円	△75,846千円	474,963千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,071,569千円	△114,045千円	1,957,524千円
第1項 建設改良費	1,661,138千円	△114,045千円	1,547,093千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	548,728千円	△21,528千円	527,200千円
(債務負担行為)			

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成25年度	千円 4,070
企業局所有施設等管理業務	平成25年度	15,604
情報処理関連業務	平成25年度	556
事務機器等賃借	平成25年度 ～平成27年度	304
	年次別内訳	
	平成25年度	139
	平成26年度	152
	平成27年度	13

平成24年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成24年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成24年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	850,633千円	△1,484千円	849,149千円
第2項 営業外収益	187,925千円	△1,484千円	186,441千円
	支 出		
第1款 事業費	1,083,748千円	△2,169千円	1,081,579千円
第1項 営業費用	881,961千円	△791千円	881,170千円
第2項 営業外費用	194,787千円	△1,378千円	193,409千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,000,690千円	△55,860千円	944,830千円
第2項 長期借入金	335,341千円	△14,244千円	321,097千円
第3項 工事受託金	74,241千円	△41,616千円	32,625千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,130,886千円	△55,860千円	1,075,026千円
第1項 建設改良費	151,721千円	△55,860千円	95,861千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	59,348千円	59,157千円	△191千円

（他会計からの補助金）

第5条 予算第9条中「209,330千円」を「208,337千円」に改める。

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	平成 2 5 年度	千円 1,084
企業局所有施設等管理業務	平成 2 5 年度	10,658

平成 2 4 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算 (第 3 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 4 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 4 年度熊本県有料駐車場事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 事業収益	128,525千円	△322千円	128,203千円
第 2 項 営業外収益	1,092千円	△322千円	770千円
	支 出		
第 1 款 事業費	74,869千円	△92千円	74,777千円
第 1 項 営業費用	63,485千円	△92千円	63,393千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,271千円	268千円	7,539千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場事業関係業務	平成 2 5 年度	千円 436
企業局所有施設等管理業務	平成 2 5 年度	1,908
事務機器等賃借	平成 2 5 年度	77

平成24年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成24年度熊本県病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成24年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 病院事業収益	1,610,002千円	△96,307千円	1,513,695千円
第1項 医 業 収 益	882,482千円	△98,393千円	784,089千円
第2項 医 業 外 収 益	727,520千円	2,086千円	729,606千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,610,002千円	△96,307千円	1,513,695千円
第1項 医 業 費 用	1,512,948千円	△96,307千円	1,416,641千円

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成25年度	千円 14,186
情報処理関連業務	平成25年度	8,284

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	869,975千円	△49,215千円	820,760千円

（たな卸資産の購入限度額）

第5条 予算第6条中「84,507千円」を「79,206千円」に改める。

熊本県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	大野下停車場西照寺線	玉名市岱明町西照寺字口ノ坪 459番1地先から	140.0	24条工事

		同所 433番1地先まで		
--	--	-----------------	--	--

2 供用を開始する期日 平成25年3月12日

熊本県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	荒尾市荒尾 212番1地先 同所 213番8地先	24.4	活基総街

2 供用を開始する期日 平成25年3月12日

公 告

熊本県公告第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
芦北都市計画道路
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第133号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 工事名及び調達物品
漁業取締船建造工事
漁業取締船 1隻
 - (2) 調達物品の仕様等
入札説明書、建造仕様書等による。
 - (3) 納入期限
平成26年9月30日
 - (4) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、6（1）アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものにより、紙入札により入札することができる。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (5) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額と

- するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (6) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に平よ
ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
エ 提出の方法
- イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県告示第811号及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本漁業取締船又は近海区域を航行できる船舶であつて、主船体及び上部構造部分に大型押出型材を使用した総トン数50トン以上かつ最高速力35ノット以上の軽合金製のものを、平成14年度以降に建造した実績を有する者であること。
- (6) 調達する漁業取締船に対し、長期にわたる迅速な支援体制が整備されていること。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある造船業者でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 役員及び株主（出資者）調書
ウ 船舶建造実績調書
エ 入札参加者の資格条件2(6)に記載した内容を確認するための会社組織図等
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付するイの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成25年3月25日午後5時まで
- (4) 提出先
熊本県農林水産部水産局水産振興課漁業調整班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 郵便番号862-8570
- (5) 確認結果の通知
確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- (6) 入札参加資格の確認に当たっての留意点
期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格の確認の結果2の(2)から(7)までに掲げる条件の全てを満たしていないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- 4 入札説明書の交付
(1) 交付場所
3(4)に同じ。
(2) 交付期間

- 公告の日から平成25年4月22日午後5時まで（閉庁日を除く。）とする。
- (3) 入札説明書の交付の請求は、直接又は郵便若しくは信書の送付によることとし、電話及びファックスによる請求は認めない。なお、郵便による交付を請求する場合は、A4判用紙が入る返信用郵便切手を貼った封筒（あて先を明記したもの及び入札説明書の重量は50グラムまで）を同封し、(1)の交付場所に対し、期間内必着となるよう請求すること。
- 5 建造仕様書及び一般配置図の閲覧
 建造に係る建造仕様書及び一般配置図等は、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
 公告の日から平成25年4月22日午後5時まで（閉庁日を除く。）とする。
- (2) 閲覧場所
 3(4)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成25年4月22日午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 平成25年4月23日午後2時
 (イ) 場所 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館地下1階入札室
- (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成25年4月22日（必着）までに3(4)に掲げる担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、「親展」と中封筒の表に「工事の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒に入札書を封入すること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「工事の名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (2) 開札の方法及び日時等
 開札は電子入札システムにおいて(1)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(1)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (3) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 入札の無効
 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
 イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 カ 内訳書が添付されていない入札
- (5) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 落札者の決定方法
 有効な入札を行った者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (7) 入札保証金
 免除する。
- (8) 工事費内訳書の提出

入札書に記載された金額の決定の根拠とした工事費内訳書を、入札書を提出する際に併せて提出すること。

7 契約書の作成等

(1) 契約書案の提出

落札者は、決定の日から起算して14日を経過した日までに記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

(2) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第7条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することができる。

8 仮契約の締結

本契約の締結については、熊本県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし議決を得た時に契約が成立するものとする。

(1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。

(2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

9 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

10 問合せ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること

熊本県農林水産部水産局水産振興課漁業調整班

電話番号 096-333-2456

ファックス番号 096-382-8511

(2) 競争入札参加資格審査申請(新規受付)に関すること

熊本県出納局管理調達課管理審査班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(3) 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。)

11 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Fisheries Patrol Vessel (1)

(2) Date and Place for tender:

Date:2:00 pm 23 April 2013

Place: Kumamoto Prefectural Government Department of Agriculture,

Forestry and Fisheries

Fisheries Promotion Devision

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Fisheries Promotion Devision

Department of Agriculture, Forestry and Fisheries

Kumamoto Prefectural Government,6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto City,

Kumamoto Prefecture, 862-8570, Japan

Phone: 096-333- 2456

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第134号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

荒尾市下井手字三尾野1124番1、同1124番2、同1124番3、同1124番4、同1124番5、同1125番2、同1125番4、同1125番5、同1125番6、同1125番7、同1125番8、同1125番9、同1125番10及び同1125番11

1,885.66平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

荒尾市下井手873番地

池上 博